

令和2年6月市議会定例会議提出議案

(令和2年6月 日提出)

区分	予算関係	条例関係	その他議案	報告	計
件数	4	20	3	9	36

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案 第 号 令和2年度福島市一般会計補正予算（第2号）

2 議案 第 号 令和2年度福島市一般会計補正予算（第3号）

3 議案 第 号 令和2年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算

4 議案 第 号 令和2年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算

5 議案 第 号 福島市公告式条例の一部を改正する条例制定の件

事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・市からの公示を行う掲示場を1か所に変更

福島市役所及び各支所・出張所掲示場（19か所） → 福島市役所掲示場（1か所）

（公布の日から施行）

6 議案 第 号 福島市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例制定の件

交通安全対策の総合的な推進を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・市長が職員のうちから任命する委員の数を増員

4人 → 5人

（公布の日から施行）

7 議案 第 号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 令和2年6月期の期末手当を20%減額

①議長 支給額 1,391,280円 → 1,113,024円

②副議長 支給額 1,297,236円 → 1,037,789円

③議員 支給額 1,221,960円 → 977,568円

（公布の日から施行）

8 議案 第 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 令和2年6月期の期末手当を減額

①市長 支給額 2,105,676円 → 1,052,838円（50%の減額）

②副市長 支給額 1,740,057円 → 1,218,040円（30%の減額）

③教育長、水道事業管理者 支給額 1,574,433円 → 1,259,547円（20%の減額）

④常勤監査委員 支給額 1,315,143円 → 1,052,115円（20%の減額）

（公布の日から施行）

9 議案 第 号 福島市税条例等の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し【個人市民税】

- ① 未婚のひとり親にも所得控除が適用
- ② 寡夫に対する控除額の引き上げ 26万円 → 30万円
- ③ 離婚後扶養親族を有する寡婦に対し所得制限を追加

(令和3年1月1日から施行)

(2) 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し【市たばこ税】

- (現行) 葉巻たばこ1g → 紙巻たばこ1本 に換算
- (改正後) 1本1g未満の葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ1本 に換算

(令和2年10月1日から施行)

(3) 「現に所有している者」の申告の制度化【固定資産税・都市計画税】

- ・ 固定資産の所有者が死亡した場合において、相続人の中から「現に所有する者」の申告書の提出を義務化

(令和2年10月1日から施行)

(4) 「使用者」を「所有者」とみなす制度の拡大【固定資産税・都市計画税】

- ・ 探索を行っても所有者が不明である固定資産について、その使用者を所有者とみなして課税できる規定を追加

(公布の日から施行)

(5) 固定資産税に対する課税標準の特例措置（わがまち特例）の特例率の見直し【固定資産税・都市計画税】

- ・ 特定再生可能エネルギー発電設備（出力5,000kw以上の水力発電設備）に係る課税標準の特例率の見直し
- 課税標準の特例率 3分の2 → 4分の3

(公布の日から施行)

《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連》

(1) 住宅借入金等特別税額控除特例の入居期間要件の延長【個人市民税】

- (現行) 令和元年10月から令和2年12月末までに入居
- (改正後) 令和元年10月から令和3年12月末までに入居

(令和3年1月1日から施行)

(2) 中止等された行事に係る入場料等の払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の適用【個人市民税】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等された行事に係る入場料等の払戻請求権を放棄し申告を行った場合、翌年度の市民税より控除

(令和3年1月1日から施行)

(3) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【軽自動車税】

- (現行) 令和元年10月から令和2年9月末までに取得
- (改正後) 令和元年10月から令和3年3月末までに取得

(公布の日から施行)

(4) 先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する課税標準の特例措置（わがまち特例）適用範囲の拡大【固定資産税・都市計画税】

- ・ 令和3年3月31日までに中小事業者等が取得した、先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物を対象資産として追加

(公布の日から施行)

(5) 徴収猶予の特例

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、申請手続に関する規定を追加

(公布の日から施行)

10 議案 第 号 福島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・法改正に伴う条例中で引用する法律の題名及び条項の改正

(公布の日から施行)

11 議案 第 号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係

- ・通知カードの廃止に伴い、再交付手数料を廃止

(公布の日から施行)

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

- ・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正

(令和2年9月1日から施行)

12 議案 第 号 福島市地域振興施設道の駅条例制定の件

地域振興施設道の駅を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 位置 福島市大笹生字月崎1番地の1

- (2) 機能
- ① 農産物等販売施設
 - ② 飲食物提供施設
 - ③ 屋内こども遊び場
 - ④ 多目的広場
 - ⑤ 公衆トイレ
 - ⑥ 駐車場

- (3) 開館時間 午前9時から午後6時まで(公衆トイレ、駐車場を除く。)

- (4) 使用料

区分	使用料	
多目的広場	1平方メートルにつき1日	25円
レンタサイクル	1回2時間以内	300円
温水シャワー	1回	200円

- (5) 管理 指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について規定

(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

13 議案 第 号 福島市土湯温泉まちおこしセンター条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について条例に規定

(公布の日から施行)

14 議案 第 号 福島市土湯温泉観光交流センター条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について条例に規定

(公布の日から施行)

**15 議案 第 号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)家庭的保育事業等による保育の提供終了後において、教育又は保育が継続的に提供されるよう市長が措置を講じた場合、受け皿の確保に関する基準を緩和
- (2)保護者の疾病や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化

(公布の日から施行)

**16 議案 第 号 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定の件**

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・特定地域型保育事業者による保育の提供終了後において、教育又は保育が継続的に提供されるよう市長が措置を講じた場合、受け皿の確保に関する基準を緩和

(公布の日から施行)

**17 議案 第 号 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・放課後児童支援員の資格要件に、中核市の長が行う研修を修了した者を追加

(公布の日から施行)

18 議案 第 号 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)課税限度額の引き上げ 96万円 → 99万円
- (2)軽減判定所得の基準額引き上げにより、低所得者の課税を軽減

(公布の日から施行)

**19 議案 第 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する
条例制定の件**

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)対象期間の延長 平成22年度から令和元年度まで → 令和2年度まで
- (2)減免対象及び内容
 - ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者令和2年4月分～令和3年3月分までの1年分減免

(公布の日から施行)

**20 議案 第 号 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の
一部を改正する条例制定の件**

令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・令和2年度の国民健康保険税のうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額について引き続き減免

(公布の日から施行)

21 議案 第 号 福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・低所得者の保険料率を軽減

段階	割合		保険料年額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
1	0.375	0.3	27,500円	22,000円
2	0.625	0.5	45,800円	36,600円
3	0.725	0.7	53,100円	51,200円

(公布の日から施行)

22 議案 第 号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)対象期間の延長 平成22年度から令和元年度まで → 令和2年度まで
- (2)減免対象及び内容

- ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者
令和2年4月分～令和3年3月分までの1年分減免

(公布の日から施行)

23 議案 第 号 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・令和2年度の第1号被保険者に係る介護保険料のうち、令和2年9月末までに納期限が到来するものについて引き続き減免

(公布の日から施行)

24 議案 第 号 福島市受動喫煙防止条例制定の件

受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止し健康増進を図るため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)受動喫煙防止のため、市、市民等、保護者及び事業者の責務を規定
- (2)市が設置する施設における受動喫煙防止策を規定
- (3)受動喫煙防止重点区域の指定について規定
- (4)重点区域内における喫煙の禁止について規定
- (5)罰則について規定

(令和2年7月1日から施行。ただし、(4)については令和2年10月1日から、(5)については令和3年3月1日から施行)

25 議案 第 号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

福島市御山地内における自動車整備工場及び事務所浸水事故に係る損害事件について、損害賠償の額を決定し、和解する。

26 議案 第 号 財産取得の件 (除雪グレーダ)

除雪グレーダを1台更新する。

27 議案 第 号 財産処分の件 (福島おおざそうインター工業団地 (D区画))

分譲用地として造成した福島おおざそうインター工業団地の一部を処分する。

- ・処分先 トモト電子工業株式会社 代表取締役社長 滝田 昇

- 28 報告 第 号 福島市一般会計予算の継続費繰越しの件
- 29 報告 第 号 福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件
- 30 報告 第 号 福島市一般会計予算の事故繰越しの件
- 31 報告 第 号 福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件
- 32 報告 第 号 福島市水道事業会計予算の繰越しの件
- 33 報告 第 号 福島市下水道事業会計予算の繰越しの件
- 34 報告 第 号 福島市農業集落排水事業会計予算の繰越しの件
- 35 報告 第 号 市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
- 36 報告 第 号 専決処分報告の件